

見 積 結 果 調 書

件名	常磐公共駐車場管理運営業務			
契約方法及び根拠条項	随意契約 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号			
契約の相手方	公益財団法人 旭川市公園緑地協会			
契約金額	5,225,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税475,000円)			
契約期間	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日			
契約担当課	社会教育部 中央図書館			
見積書提出期限	令和2年3月25日(水)			
入 札 (見 積) 結 果				
	業者名	第1回	第2回	入札等の 執行状況
1	公益財団法人 旭川市公園緑地協会	4,750,000円		決定
一者特命の 随意契約と した理由	<p>常磐公園に隣接する公園駐車場は、当該公園の指定管理者である公益財団法人旭川市公園緑地協会がその管理を一括して行っている。</p> <p>常磐公共駐車場も、前述の公園駐車場同様、中央図書館利用者だけでなく、常磐公園利用者にも認知されており、広く利用に供されているが、常磐公共駐車場から中央図書館前の一時駐車スペースを含め、石狩川堤防に至る文化芸術ゾーンを一体的に管理することによって、請負業者混在による責任の不明確化を防ぐことができ、自動車で来館する市民ニーズに応えることによって、当該地域の慢性的駐車場不足が解消されるばかりでなく、芸術文化ゾーン、ひいては図書館サービスの向上に大きく寄与する。</p> <p>更に、平成27年度から供用開始された中央図書館前の一時駐車スペースは公園敷地内であり、冬期間の除雪作業等においても、公園管理業務と足並みを揃えることができ、一括作業による経費の削減や、作業中の事故防止等が期待できる。</p> <p>このように、近隣公共駐車場の管理の一括化による利便性、経費の節減、安全適切施行の確保、公会堂横の常磐公園駐車場との連携による市民サービスの向上、常磐公共駐車場、及び一時駐車スペース内での業務履行中の事故責任、瑕疵担保の明確化を考慮し、上記1者を選定するものである。</p> <p>根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 旭川市随意契約ガイドライン5-(1) 旭川市契約事務取扱規則第17条ただし書</p>			